

## 1 届出一覧

	届出の種類	届出の時期	備考	様式
1	政治団体設立届 ※綱領、党則、規約その他これらに相当するものを必ず添付して下さい。	組織した日から7日以内 ※郵便又は信書便によることはできない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の政治団体の設立（記載例P9～）</li> <li>資金管理団体の設立（記載例P12～）</li> <li>※10の資金管理団体指定届も必要です。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には開催計画書等も添付。                 </div>	P71
2	政党の状況等に関する届	1の政治団体設立届に添付	政党の支部を設立する場合に必要	P73
3	支部証明書	1の政治団体設立届に添付	政党の支部を設立する場合に必要	P74
4	被推薦書	1の政治団体設立届に添付	県知事、県議会議員の選挙の候補者等の後援団体が課税上の優遇措置の適用を受ける場合に必要。 ※国会議員の後援団体はこれに代わり5の国会議員関係政治団体に該当する旨の通知書 ※市町村の長及び議員の後援団体は対象になりません。	P75
5	国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	1の政治団体設立届、6の届出事項の異動届に添付	国会議員の選挙の候補者等の後援団体が課税上の優遇措置の適用を受ける場合に必要	P76
6	届出事項の異動届 (事務所所在地等)	異動した日から7日以内 ※郵便又は信書便によることはできない。	事務所の所在地、活動区域、会則、国会議員関係政治団体の該当等の異動の場合。 (名称を変更する場合には、必ず規約を添付して下さい)	P77
7	届出事項の異動届 (代表者等)	異動した日から7日以内 ※郵便又は信書便によることはできない。	代表者、会計責任者、同職務代行者の異動の場合。	P78
8	国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	6の届出事項の異動届に添付		P79
9	政治団体解散届 ※解散した日現在における14の収支報告書を必ず添付して下さい。	解散した日から30日以内	収支報告書の宣誓書には代表者及び会計責任者の記名押印もしくは署名が必要（法第18条第5項の規定により、政治団体の本部が当該政治団体の支部の解散届を提出する場合を除く。）	P80
10	資金管理団体指定届 (宣誓書含む。)	指定した日から7日以内	公職の候補者等が代表者である政治団体のうちから1つの団体を指定することができる。（記載例P14）	P81
11	資金管理団体届出事項の異動届 (宣誓書含む。)	異動した日から7日以内		P82
12	資金管理団体取消届 (宣誓書含む。)	取消しの日から7日以内		P83

13	資金管理団体に関する届 (宣誓書含む。)	資金管理団体が解散し、又はその適格性を失った日から7日以内	資金管理団体が解散し、又は代表者が死亡した等で資金管理団体はその適格性を失った場合。	P84
14	収 支 報 告 書	翌年の3月末までに (1月～3月の間に総選挙又は通常選挙の公示日から選挙期日までの期間がかかるときは4月末日までに) ※国会議員関係政治団体については翌年の5月末までに (1月～3月の間に総選挙又は通常選挙の公示日から選挙期日までの期間がかかるときは6月末日までに)	その年の1月1日から12月31日までの収支報告書 5万円以上の政治活動費については領収書の写しを添付 ※資金管理団体については、5万円以上の経常経費(人件費を除く。)についても領収書の写しを添付 ※国会議員関係政治団体については、1万円を超える政治活動費及び経常経費(人件費を除く。)について領収書の写しを添付 ・記載例(P18～)	
15	領収書等を徴し難かった支出の明細書	14の収支報告書に添付	5万円以上の政治活動費で領収書を徴し難かったもの ※資金管理団体については、経常経費(人件費を除く。)の支出も同様 ※国会議員関係政治団体については、1万円を超える政治活動費及び経常経費(人件費を除く。)の支出も同様	12月に様式を発送します。
16	振込明細書に係る支出目的書	14の収支報告書に添付	5万円以上の政治活動費で金融機関への振込みにより支出したもの (15の「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に代えることができる。) 振込明細書の写しを添付 ※資金管理団体については、経常経費(人件費を除く。)の支出も同様 ※国会議員関係政治団体については、1万円を超える政治活動費及び経常経費(人件費を除く。)の支出も同様	
17	寄附金(税額)控除のための書類	14の収支報告書にあわせて提出	課税上の優遇措置の適用を受ける個人の寄附で寄附の内訳が明記されたもの	P85
18	証票交付申請書 (公職の候補者等分)	看板等を掲示するとき	※P61～をよくお読み下さい。 ①市町村長、議員関係は 当該市町村選管に ②衆議(小選挙区選出)、 参議(選挙区選出)、 知事、県議関係は県選管に ③衆議(比例代表選出)、 参議(比例代表選出)、 関係は中央選挙管理会に ・公職の候補者等分(記載例P66～) ・後援団体分(記載例P68～)	P86 ～
19	証票交付申請書 (後援団体分)	看板等を掲示するとき		申請

〈政治団体設立届について〉

- 政治団体(政党又は政治資金団体を除く)が、1の政治団体設立届を提出する場合、又は6の届出事項の異動届により団体名を変更する場合には、当該届出に係る政治団体の名称は、**既存の政党又は政治資金団体の名称及びこれらに類似する名称以外の名称でなければなりません。**

- 1の政治団体設立届をした日以後でなければ政治団体は政治活動のために寄附を受け、また支出をすることはできません。

#### 〈資金管理団体について〉

- 「資金管理団体」とは、公職の候補者（公職の候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。）が、公職の候補者本人が代表者である政治団体のうちから、その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したものであり、その数は1に限られるものです。

したがって、資金管理団体の代表者が死亡した場合等、資金管理団体がその適格性を失った場合には、13の様式によりその旨を届け出なければなりません。

#### 〈収支報告書について〉

- 年間に収支のなかった政治団体も、14の収支報告書は提出しなければなりません。
- 2年間連続して14の収支報告書の提出のない政治団体は、2年目の収支報告書の提出期限を超過した日以後は政治活動のために寄附を受け、また支出をすることはできなくなります。

※ このような団体になった場合には次の書類を提出しなければなりません。

- ・政治団体解散届
- ・解散した日までの間に提出していない収支報告書

## 2 政治団体の届出先

主たる事務所の所在地	主たる活動区域	届出先
茨城県内	茨城県内	県選管
	茨城県外	県選管を経て 総務大臣
	茨城県内外	
	政党本部及び政治資金団体	

## 3 政治資金規正法の対象となる政治団体

### (1) 「政治団体」

- ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- イ 特定の公職の候補者等を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ウ ア又はイのほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
  - (ア) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
  - (イ) 特定の公職の候補者等を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

### (2) 「政 党」

上記政治団体のうち次のいずれかに該当するもの。

- ア 国会議員を5人以上有するもの。
- イ 前回の衆議院議員総選挙、前回又は前々回の参議院議員通常選挙のいずれかにおいて全国を通じた得票率が2%以上であるもの。

### (3) 「みなし政治団体」

- ア 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの。
- イ 政治資金団体（政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、各政党がそれぞれ1団体

を指定できる。)

#### (4) 「政治団体の本部及び支部」

政治団体（政治資金団体を除く。）が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一つの政治団体とみなされますから、各別に前記1届出一覧に掲げた届出をする必要があります。なお、政党本部が収支報告書を提出するときに添付が義務づけられている監査意見書については、政党の支部は添付の必要がありません。

##### 〔参考〕政治団体の支部について

- 1 一つの政治団体とみなされる支部とはおおむね次の要件を備えたものをいいます。
  - ① 本部の規約等によりその存立が明らかであり、本部と主従の関係にあること。
  - ② 本部の指揮統括の下に一定の範囲で自主的に政治活動を行うことが認められ、かつ、活動の成果がそこに統一されているものであること。
  - ③ 一定の範囲内で独自に金銭等の收受及び受付・供与を行うことができる状況にあること。  
このような下部組織は、その支部ごとに政治団体として設立届を提出し、収支の報告をしなければなりません。
- 2 1の要件を満たさない下部組織（例えば会計的に独立していないもの、単なる連絡所的なもので名称は問わない。）が収支活動を行った場合には、上部組織である政治団体が行った収支活動として取り扱われます。

例えば、このような下部組織に対する寄附は直接、上部組織である政治団体に対する寄附となります。また、政治団体がこのような下部組織に対して一括して活動資金を交付し、下部組織が支出した場合には、この下部組織の責任者は、下記4会計責任者の職務等のイの(ア)にいう「意思を通じて支出した者」に該当するので、支出の明細書及び領収書を提出しなければなりません。（この場合、政治団体の収支報告書には、支部交付金等としてではなく、個々の支出が記載されることとなります。）

#### (5) 「資金管理団体」

公職の候補者等は、その者のために政治資金の拠出を受けるべき団体として、自らがその代表者である政治団体のうちから1の政治団体を資金管理団体として指定することができます。

##### 〈資金管理団体の特徴〉

- ① 公職の候補者等が、公職の候補者等である間に、政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を自らの資金管理団体に対して寄附（特定寄附）する場合は、寄附の量的制限（総枠制限・個別制限）に関する規定の適用がありません。
- ② 公職の候補者等が、自らの資金管理団体に対してする特定寄附以外の寄附（議員報酬等の自己資金による寄附）については、寄附の量的制限のうち個別制限に関する規定が適用されないため、個人とする寄附の総枠制限（B枠：1,000万円）の範囲内において寄附することができます。
- ③ 公職の候補者等は、選挙前一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、自らの資金管理団体に対しては寄附をすることができます。

##### 〈資金管理団体による不動産の取得等の制限〉

資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃

借権を取得し、又は保有することはできません。

(ただし、平成 19 年 8 月 6 日よりも以前から引き続き保有している上記の不動産についてはこの限りではありません。この場合、当該不動産の利用の現況を収支報告書に記載しなければなりません。)

〈資金管理団体による人件費以外の経常経費についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付の義務付け〉(※ 平成 20 年の収入及び支出に係る収支報告書から適用)

資金管理団体は、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費についての 1 件当たり 5 万円以上の支出について収支報告書に支出明細を記載するとともに領収書等の写しを収支報告書へ添付することが義務付けられています。

#### (6) 「国会議員関係政治団体」

ア 政党、政治資金団体及び政策研究団体以外の政治団体で、次のいずれかに該当するもの。

(ア) 国会議員・候補者(候補者となる者を含む。)が代表者である資金管理団体その他の政治団体(1号団体)

(イ) 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体(2号団体)

イ 政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられる政党支部のうち、国会議員・候補者が代表者である支部(みなし1号団体) ※ア(ア)と同じ扱いになります。

#### 〈国会議員関係政治団体の届出等〉

##### 1 国会議員関係政治団体に対する通知

① 国会議員・候補者は、その者に係る(6)ア(イ)に該当する国会議員関係政治団体に対し、国会議員関係政治団体に該当する旨を通知する必要があります。

② ①の通知をした者は、国会議員・候補者でなくなったときは、①の通知を受けた政治団体に対し、国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨を通知する必要があります。

##### 2 国会議員関係政治団体の届出

国会議員関係政治団体((6)ア(イ)の国会議員関係政治団体については、1①の通知を受けた団体)は、「2 政治団体の届出先」の主たる活動区域の区分に応じて、その旨を届出先に届け出る必要があります。

#### 4 会計責任者の職務等

会計責任者は、その政治団体の収支について一切の責任を負います。また、会計責任者は、その職務の代行者との兼任はできません。

##### ア 会計帳簿の備付け及び記載

会計帳簿(収入簿、支出簿、運用簿)を備え、その政治団体のすべての収入及び支出並びに金銭等の運用に関する事項を記載し、1件5万円以上のすべての支出についてすべての支出について領収書、その他の支出を証すべき書面を徴しなければなりません。(国会議員関係団体については、P6〈国会議員関係団体に関する特例〉を参照)

会計帳簿は毎年12月31日ですめ、会計責任者が署名押印します。

イ 支出の明細書、あつせんにかかる寄附の明細書の受領又は請求

(ア) 代表者又は会計責任者と意思を通じて支出した者は、支出した日から7日以内に（会計責任者の請求があるときは直ちに）支出の明細書を会計責任者に提出します。1件当たり5万円以上の支出については領収書も添付します。

明細書には、支出を受けた者の氏名・住所（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）及び支出の目的・金額・年月日を記載しなければなりません。

(イ) 寄附のあつせんをした者は、あつせんを終えた日から7日以内に明細書を会計責任者に提出します。

明細書には、寄附者及びあつせん者の氏名・住所・職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）及び寄附の金額・年月日・あつせん金額・集めた期間を記載しなければなりません。

#### ウ 収支報告書の提出

1月1日から12月31日までの収支を翌年の3月末日までに報告。

（国会議員関係団体については、下記〈国会議員関係団体に関する特例〉を参照）

#### エ 会計帳簿等の保存

会計帳簿、明細書及び領収書等は、上記報告書の要旨が公表された日から3年間保存しなければなりません。

### 〈国会議員関係政治団体に関する特例〉（※ 平成21年の収入及び支出から適用）

#### 1 領収書等の徴収、収支報告書の記載・領収書等の写しの添付等の特例

- ① 国会議員関係政治団体の会計責任者は、すべての支出について領収書等を徴し、収支報告書の要旨公表日から3年間保存しなければなりません。
- ② 国会議員関係政治団体の会計責任者は、すべての支出について、領収書等を徴し難い事情があるときは、領収書等を徴し難かった支出の明細書等（いわゆる徴難明細書等）を作成し、収支報告書の要旨公表日から3年間保存しなければなりません。
- ③ 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書については、人件費以外の経費で1件1万円を超える支出について、その明細（支出を受けた者の氏名及び住所並びに支出の目的、金額及び年月日）を記載し、領収書等の写しと併せて、5月31日までに提出しなければなりません。

#### 2 登録政治資金監査人による政治資金監査

- ① 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人による政治資金監査を受けなければなりません。
- ② 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を併せて提出しなければなりません。

※ ①の政治資金監査は、国会議員関係政治団体の支出について、政治資金適正化委員会が定める具体的な指針に基づいて行うものとされております。

#### 3 国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示

- ① 収支報告書の要旨公表日から3年間、当該報告書の受理をした総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、国会議員関係政治団体の収支報告書に係る支出（人件費を除く。）のうち、1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し（以下「少額領収書等の写し」という。）の開示を請求することが



できます。

- ② 開示請求は、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体を特定し、少額領収書等の写しに係る支出がされた年を単位とし、かつ、経費の項目ごとに区分してしなければなりません。
- ③ 開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、開示請求があった日から10日以内に、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、当該開示請求に係る少額領収書等の写しの提出を命じます。
- ④ 国会議員関係政治団体の会計責任者は、③の命令を受けたときは、命令があった日から20日以内に、当該命令に係る少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出しなければなりません。ただし、当該命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がないとき又は当該命令に係る少額領収書等の写しと同一の少額領収書等の写しを既に提出しているときは、その旨を通知すればよいこととされております。
- ⑤ ③の命令を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、④の期間を総務省令で定める相当の期間延長するよう、延長を求める期間、その理由等を記載した書面で求めることができます。
- ⑥ 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、⑤の求めがあったときは、④の期間を相当の期間延長します。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知します。
- ⑦ 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、④により提出された少額領収書等の写し（当該少額領収書等の写しに情報公開法に規定する不開示情報が記録されている場合にあつては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。）の開示を、④により当該少額領収書等の写しの提出があった日から30日以内に決定し、開示請求者に対し通知します。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、一定の期間延長することがあります。
- ⑧ 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、③の命令に違反して当該国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しないときは、その旨を開示請求者に通知するとともに、その旨並びに国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地を公表します。
- ⑨ 開示請求をする者又は開示を受ける者は、実費の範囲内において、総務大臣に対する開示請求に係るものについては政令で、都道府県の選挙管理委員会に対する開示請求に係るものについては条例で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければなりません。

## 5 用語の説明

用 語	説 明
収 入	金銭、物品その他の財産上の利益の收受をいいます。（法第8条の3各号に掲げる方法による運用に係るものを除く。）
党 費 又 は 会 費	いかなる名称をもってするを問わず、政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が負担するものをいう。しかし、名称は党費又は会費であっても法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなされます。
寄 附	金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいいます。
政治活動に関する寄附	政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附をいいます。
支 出	金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付をいいます。（法第8条の3各号に掲げる方法による運用に係るものを除く。）
候 補 者 等	公職の候補者、候補者となろうとする者又は公職にある者をいいます。



受 付 印

## 政 治 団 体 設 立 届

記載例 1

※郵便又は信書便によることなく持参により提出すること。

平成 23 年 4 月 6 日

県選管への届出日（組織した日から 7 日以内に届け出ること。）

総 務 大 臣 殿  
茨城県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称 甲野太郎後援会  
事務所の所在地 水戸市三の丸 1 2 3  
代表者の氏名 乙 野 次 郎 (印)

記名押印するか又は署名する。  
署名は必ず代表者本人の自署によること。

政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

### 記

(ふりがな) 名 称	こう の た ろ う こう えん かい 甲 野 太 郎 後 援 会		政治団体の区分	
目 的	別 紙 の と お り		<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	
組 織 年 月 日	平成 23 年 4 月 1 日			
主たる事務所の所在地	(〒310-0011) 水戸市三の丸 1 2 3 <span style="float: right;">(電話 0 2 9 - 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 )</span>			
主たる活動区域	茨城県			
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生年月日	選任年月日
代 表 者	おつ の じ ろ う 乙 野 次 郎	(〒310-0011) 水戸市三の丸 1 〇 〇 (電話 029 - 000 - 0000)	昭和 15. 10. 1	平成 23. 4. 1 <span style="color: red;">組織年月日と一致する</span>
会 計 責 任 者	へい の き ぶ ろ う 丙 野 三 郎	(〒310-0851) 水戸市千波 1-〇-〇 (電話 029 - 000 - 0000)	昭和 18. 1. 10	平成 23. 4. 1 <span style="color: red;">組織年月日と一致する</span>
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者 <span style="color: red;">会計責任者が兼ねることはできない。</span>	てい の し ろ う 丁 野 四 郎	(〒310-0851) 水戸市笠原町 6-〇-〇 (電話 029 - 000 - 0000)	昭和 16. 5. 5	平成 23. 4. 1 <span style="color: red;">組織年月日と一致する</span>
支 部 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
国会議員 関係政治 団体の区分 <span style="color: red;">国会議員関係政治団体のみ記入する。</span>	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 1 号に係る国会議員関係政治団体		代表者である公職の候補者に係る公職の種類	
	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 2 号に係る国会議員関係政治団体		(ふりがな) 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類

課税上の優遇措置の適用のある政治団体は、国会議員関係政治団体及び県知事、県議会議員の候補者等の後援団体で被推薦書を提出した団体である。

〇〇〇〇後援会規約

- 1 (名 称) 本会は、〇〇〇〇後援会とする。
- 2 (事 務 所) 本会の事務所は、〇〇市に置く。
- 3 (目 的) 本会は、〇〇〇〇氏の政治活動を支援することを目的とする。
- 4 (事 業) 本会の目的を達成するために、次の諸活動を行う。
  - (1) 研究会、講演会等の開催
  - (2) 機関紙の発行
  - (3) \*\*\*\*
  - (4) \*\*\*\*
  - (5) その他会の目的達成に必要な事業
- 5 (会 員) 本会の目的に賛同する会員とする。
- 6 (役 員) 本会は次の役員を置く。  
会長、副会長、幹事、会計責任者、会計職務代行者等
- 7 (経 費) 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。
- 8 (会 費) 本会の会費は、年〇〇〇円とする。
- 9 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 10 (そ の 他) \*\*\*\*

付 則

本規約は、平成23年4月1日より実施する。

↑  
設立届の中の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と原則として一致することになります。

※ 個人の寄附に関する課税上の優遇措置について

個人の寄附に関する課税上の優遇措置を受けることのできる政治団体は、国会議員関係政治団体及び都道府県の議会の議員及び知事、政令指定都市の議会の議員及び長を推薦し、又は支持することを本来の目的とする団体に限られます。

その場合には、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体については「**国会議員関係政治団体に該当する旨の通知書**」を、都道府県の議会の議員及び知事、政令指定都市の議会の議員及び長を推薦し、又は支持することを本来の目的とする団体については「**被推薦書**」を添付する必要があります。

○ ○ ○ ○ 会規約

- 1 (名 称) 本会は、○○○○会と称する。
- 2 (事 務 所) 本会の事務所は、○○市に置く。
- 3 (目 的) 本会は、△△△△の理念に基づき、□□□□の実現のために必要な政治活動を行うことを目的とする。  
〈例〉 △△△△ 民主主義, 自由主義, 社会主義  
□□□□ 福祉社会, 住みよい日本
- 4 (事 業) 本会の目的を達成するために、次の諸活動を行う。
  - (1) 研究会, 講演会等の開催
  - (2) 機関紙, その他の印刷物の発行
  - (3) 関係方面の宣伝活動
  - (4) \*\*\*\*
  - (5) その他会の目的達成に必要な事業
- 5 (会 員) 本会の目的に賛同する会員とする。
- 6 (役 員) 本会は次の役員を置く。  
会長, 副会長, 幹事, 会計責任者, 会計職務代行者等
- 7 (会 議) \*\*\*\*
- 8 (経 費) 本会の経費は、会費, 寄附金, その他の収入をもって充てる。
- 9 (会 費) 本会の会費は、年○○○円とする。
- 10 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 11 (そ の 他) \*\*\*\*

付 則

本規約は、平成23年4月1日より実施する。

設立届の中の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と原則として一致することになります。

※ 目的及び事業欄には、政治上の主義・施策等政治活動の内容を具体的に書いてください。

受付印

# 政治団体設立届

記載例 2

※郵便又は信書便によることなく持参により提出すること。

平成 23 年 4 月 6 日

県選管への届出日（組織した日から 7 日以内に届け出ること。）

総務大臣 殿  
茨城県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称 茨 選 会  
事務所の所在地 水戸市三の丸 1 2 3  
代表者の氏名 甲 野 太 郎 ⑧

代表者は公職の候補者等でなければならない。

記名押印するか又は署名する。  
署名は必ず代表者本人の自署によること。

政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

（ふりがな） 名 称	いば せん かい 茨 選 会		政治団体の区分	
目 的	別 紙 の と お り		<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	
組織年月日	平成 23 年 4 月 1 日			
主たる事務所の所在地	(〒310-0011) 水戸市三の丸 1 2 3		(電話 029-000-0000)	
主たる活動区域	茨城県			
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生年月日	選任年月日
代 表 者 <small>代表者は公職の候補者等でなければならない。</small>	こうの たろう 甲 野 太 郎	(〒310-0011) 水戸市三の丸 4-〇 (電話 029-000-0000)	昭和 15. 5. 5	平成 23. 4. 1 <small>組織年月日と一致する</small>
会 計 責 任 者	おつの じろう 乙 野 次 郎	(〒310-0011) 水戸市三の丸 1〇〇 (電話 029-000-0000)	昭和 15.10. 1	平成 23. 4. 1 <small>組織年月日と一致する</small>
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者 <small>会計責任者が兼ねることはできない。</small>	へいの さぶろう 丙 野 三 郎	(〒310-0851) 水戸市千波 1-〇-〇 (電話 029-000-0000)	昭和 18. 1.10	平成 23. 4. 1 <small>組織年月日と一致する</small>
支 部 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
国会議員 関係政治 団体の区分 <small>国会議員関係政治団体のみ記入する。</small>	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 1 号に係る国会議員関係政治団体		代表者である公職の候補者に係る公職の種類	
	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 2 号に係る国会議員関係政治団体		(ふりがな) 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る 公 職 の 種 類

課税上の優遇措置の適用のある政治団体は、国会議員関係政治団体及び県知事、県議会議員の候補者等の後援団体で被推薦書を提出した団体である。

《規約等の記載例－資金管理団体用》

代表者氏名（公職の候補者等）を入れる

特定の候補者等を推薦し又は支持する旨を明記

○ ○ ○ ○ 会 規 約

1 (名 称) 本会は、○○○○会とし、代表者は○○○○○とする。

2 (事 務 所) 本会の事務所は、○○市に置く。

3 (目 的) 本会は、○○○○○氏の政治活動を支援することを目的とする。

4 (事 業) 本会の目的を達成するために、次の諸活動を行う。

(1) 研究会、講演会等の開催

(2) 機関紙の発行

(3) \*\*\*\*

(4) \*\*\*\*

(5) その他会の目的達成に必要な事業

5 (会 員) 本会の目的に賛同する会員とする。

6 (役 員) 本会は次の役員を置く。

会長、副会長、幹事、会計責任者、会計職務代行者等

7 (経 費) 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。

8 (会 費) 本会の会費は、年○○○円とする。

9 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

10 (そ の 他) \*\*\*\*

付 則

本規約は、平成23年4月1日より実施する。

設立届の中の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と原則として一致することになります。

※ 個人の寄附に関する課税上の優遇措置について

個人の寄附に関する課税上の優遇措置を受けることのできる政治団体は、国会議員、都道府県の議会の議員及び知事、政令指定都市の議会の議員及び長を推薦し、又は支持することを本来の目的とする団体に限られます。

その場合には、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体については「**国会議員関係政治団体に該当する旨の通知書**」を、都道府県の議会の議員及び知事、政令指定都市の議会の議員及び長を推薦し、又は支持することを本来の目的とする団体については「**被推薦書**」を添付する必要があります。

受 付 印

## 資 金 管 理 団 体 指 定 届

平成 23 年 4 月 6 日

総 務 大 臣 殿  
茨城県選挙管理委員会 殿

氏 名 甲 野 太 郎 ⑩  
住 所 水 戸 市 三 の 丸 4 - 〇

記名押印するか又は署名する。  
署名は必ず代表者本人の自署によること。

資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第 19 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

※同一となる。

公 職 の 種 類	茨城県議会議員〇〇選挙区（候補者となろうとする者）
(ふりがな) 資金管理団体の名称	いば せん かい 茨 選 会
主たる事務所の所在地	水戸市三の丸 1 2 3
(ふりがな) 代 表 者 氏 名	こう の た ろ う 甲 野 太 郎
指 定 年 月 日	平成 23 年 4 月 1 日

(備 考)

「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にあるものにあつては「衆議院議員茨城県第〇選挙区（現職）」、その職の候補者にあつては「衆議院議員北関東選挙区（候補者）」、候補者となろうとする者にあつては「茨城県議会議員水戸市選挙区（候補者となろうとする者）」の例により記載すること。

### 宣 誓 書

私は、上記「資金管理団体指定届」に記載した事項が、真実に相違ないことを誓います。

平成 23 年 4 月 6 日

氏名 甲 野 太 郎 ⑩

記名押印するか又は署名する。  
署名は必ず代表者本人の自署によること。